

Interview

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複製（コピー）・転載・販売することを禁じます。

化成品工業協会における化学品管理への対応 ～中小事業者の支援を中心にした取り組みについて～

化成品工業協会 技術部

渋谷 篤（しぶや あつし）

上村 達也（うえむら たつや）

化成品工業協会は化成品工業の発展を目的とした業界団体です。同じく化学工業分野の代表的団体である日本化学工業協会が主に大手企業を中心に運営されているのに対して、化成品工業協会は中小事業者の会員が約7割を占めていることもあり、中小事業者支援を柱とした特色のある団体です。2017年以来、今回9年ぶりのインタビュー取材のため、赤坂の協会事務所を訪れました。

近年、化学物質管理に求められる対応はますます容易ならざるものとなりつつあり、関連の法規制も目まぐるしい変化を遂げています。こうした環境中でどのような会員支援を進めているのか？ 渋谷氏、上村氏から化成品工業協会技術部の取り組みについてご紹介いただきました。是非、ご参考までご一読をいただければ幸いです。

化成協の新たな活動方針 —中小事業者支援の明確化—

— 前回の取材から9年振りとなります。本日はどうぞよろしく願いいたします。はじめに、あらためて貴協会の成り立ちや活動の概要についてご紹介を願えますでしょうか。

上村・渋谷 今日どうぞよろしく願いいたします。

渋谷 化成品工業協会(以下、化成協)は、戦後、染料等の業界団体として1948年に設立され、以来78年以上の歴史があります。かつてはJIS規格の策定に関わ

るほどに大きな組織でしたが、2000年頃、行政により全国の業界団体の見直しが行われ、当協会でも組織の見直しがなされました。経済産業省(旧通商産業省)の出身者が運営にかかわっていた体制から、より自主的な運営へとシフトすることになりました。

会員数は概ね30年以上増加傾向にありまして、近年では化学製品のメーカーのみではなく、商社や、化学産業に間接的に関わる事業者の参加も目立っています(正会員110社、賛助会員24社、合計134社(2026年4月))。

— 貴協会技術部の活動方針についても教えていただけますでしょうか。

渋谷 実は、今年度から化成協では、協会活動方針の表現をわかりやすく変更しました。「会員のための支援の充実と中小事業者の実情に応じた政策の提言」という具体的な内容とさせていただいています(図表1)。その中で技術部としても、中小事業者の声を集約し、政策に反映していくための機能強化を図っていきたいと考えています。



渋谷氏

昨年から協会の活動に参加し、技術部の新たな取り組み提案や会員企業の訪問などに、精力的に取り組んでいる。

2026年度(第79期)活動方針と重点施策

1. 活動方針

- 1) 会員のための支援の充実と、中小事業者の実情に応じた政策の提言
- 2) 情報発信・人材育成・保安力向上および事業支援の各プログラムの充実

2. 重点施策

- 1) 会員のための支援の充実と、中小事業者の実情に応じた政策の提言
 - ・ 情報収集 : 国内外の法規制についての最新情報を入手する。
 - ・ 会員への周知 : メール配信、セミナーや部会などを通じ、適時情報を周知する。
 - ・ コミュニケーション : 各地地域懇談会、政策説明会、環境安全情報連絡会、セミナーや個別訪問などを通じ、中小事業者の実情を把握する。
 - ・ 政策の提言 : 省庁主催小委員会や各種行政検討会などを通じ、中小事業者の実情に応じた政策を提言する。
- 2) 情報発信・人材育成・保安力向上および事業支援の各プログラムの充実
 - ・ 情報発信プログラム : 会員のニーズに即したコンテンツの充実を図る。
 - ・ 人材育成プログラム : 会員の要望が多いテーマのセミナーを継続すると共に、新たな内容のセミナーを開拓・検討する。
 - ・ 保安力向上プログラム : 2022年度から導入した参加し易く議論が深まる進め方を継続する。
 - ・ 事業支援プログラム : 会員経営層に向けた幅広いテーマの専門家を招いて講演会を開催する。

以上

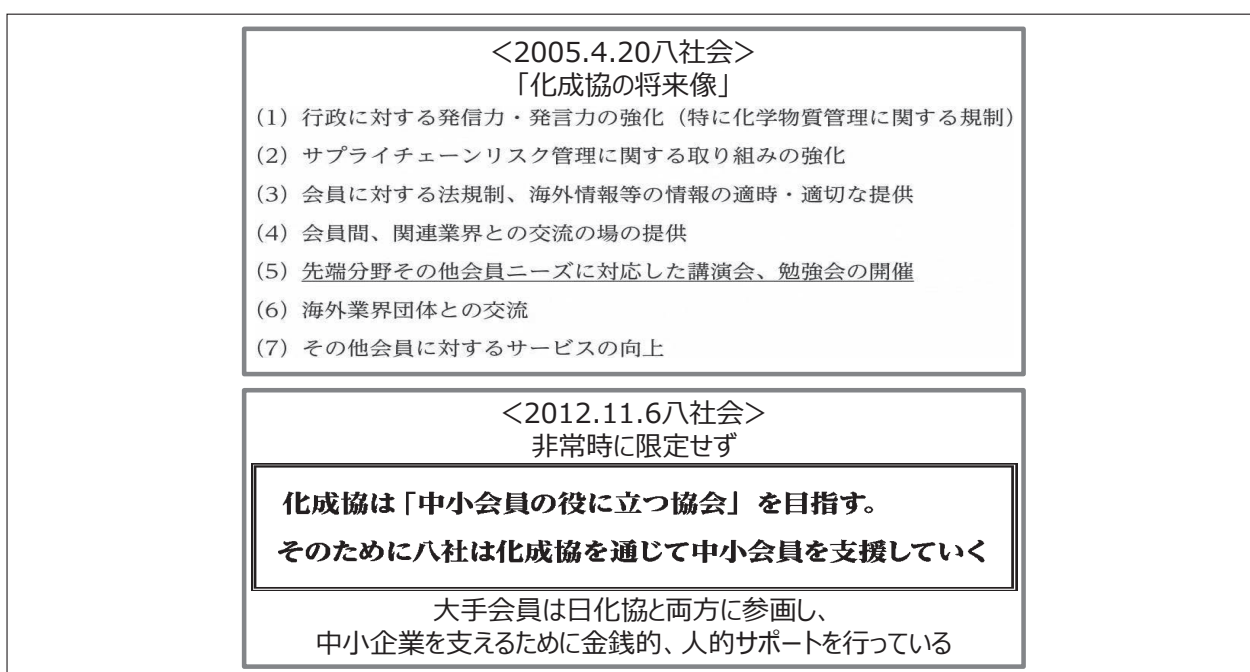
図表 1

— どのような経緯から、こうした方針が掲げられることになったのでしょうか。

渋谷 少し遡りますが、2005年に化成協における人的・戦略的な支柱である「八社会」(会長候補会社の大手会員8社から構成)の議論によって「化成品工業協会の将来像」という展望が示されました(図表2)。その後2011年、3.11の震災によってサプライチェーンが寸断されるという事態への対策として、八社会から後押しを受けながら「中小事業者の役に立つ協会」

という方向性が定められます。この方針に基づいて、「大手企業(八社会)が人を出し、協会は中小事業者を支援する」という協力体制が合意されました。今回の「方針」もそうした流れに連なるものです。

この体制が文字どおり中小事業者の支援を目的としていることは勿論ですが、大企業といえども個別の工場や支店(ブランチ)レベルでは中小事業者と同様の悩みを抱えているケースも多く、八社会にとってもメリットは決して小さなものではないのです。



図表 2

— 中小事業者支援を活動の中心に掲げているのは、貴協会の大きな特色の一つですね。

渋谷 そこが、同じく化学品を扱う団体である日本化学工業協会(以下、日化協)との大きな違いでもあります。ただし、われわれ化成協も日化協に団体会員として所属しており、会員として各種委員会に参加することで、一般には公開されていない高度な情報を収集することができています。化成協には日化協のような大規模なロビー活動を行うリソースはありませんが、

日化協から得た情報を中小事業者向けに取捨選択し、実務に即したかたちに翻訳・補完して提供しています。

なお、経済産業省等の審議会、合同会議には、日化協と化成協の双方が出席することがあります。そうした場で、日化協が業界全体の総意やグローバルな視点からの提言を行うのに対して、化成協は中小事業者の目線から、「○○のような政策を打ち出しても、現場の中小事業者はついていけないのではないか?」といった具体的な懸念やコメントを伝えています。日化協が

特集 1

ウクライナ化学品管理規制の現在

knoell Germany GmbH
Chemicals & Product Safety III – RAPSI
Senior Regulatory Affairs Manager
Ms. Wiebke Sossinka (ヴィプケ・ソシンカ)

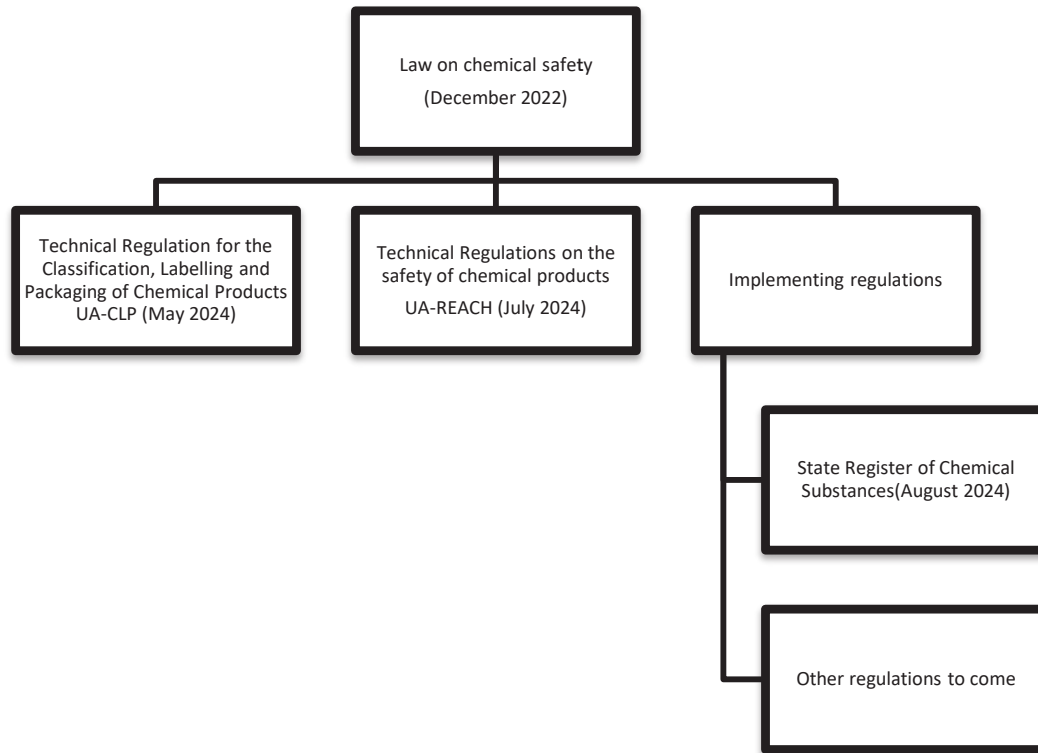
翻訳: Knoell Japan(株)

1. 背景

EUへの加盟を目指すウクライナの立法機関は、EU・ウクライナ連合協定に基づく義務のもと、国内法のEU法規制への段階的な適合を進めている。これに伴って、国内の化学品管理規制の全面的な刷新の必要性が生じ、この円滑な実施にウクライナ政府は新しい法律や規制を順次発表してきた。ウクライナ市場そのものはEU市場よりも小さく、ロシアの対ウクライナ戦争による深刻な困難に直面しているが、化学品を供給する企業は規制の変更に備えなければならない。特に、現在および近い将来、ウクライナの再建に携わるであろう企業は、その製品がウクライナにおいて注

目されることになるからだ。これには、建設資材だけでなく、再建に必要な建設/建築資材だけではなく、農機具なども含まれる。

ウクライナ化学品管理規制の全面的な刷新、その最初の大きな一歩は、2022年12月1日に公布された「ウクライナ化学製品の安全性と管理に関する法律」(以下「化学品安全法」)の採択である。この法律は、ウクライナの化学物質に関する包括的な法的枠組みとして機能し、ウクライナREACH(UA REACH)および分類・表示・包装規制(UA CLP)の実施の基礎を形成するもので、EUのREACH規制、CLP規制を密接に反映している(図表1)。



図表 1

化学品安全法のほとんどの条項は、公布日ではなく2024年6月29日に発効した。施行規則もそれぞれに公布され、発効されている。他の多くの地域と同様、この法律は別の枠組みで規制されている物質には適用されない。ウクライナでは、以下の物質または製品群がUA REACHの対象外となっている：

- 医薬品および医薬品の有効成分
- 麻薬、向精神薬、またその類似体、前駆体
- 殺虫剤および農薬
- 殺生物剤および消毒剤/抗菌剤
- タバコ製品およびニコチン含有製品
- 化粧品完成品

ここで注意しなければならないのが、ウクライナにおける「殺生物剤」の定義が、現在のところEUよりも狭くなっているということだ。現行の規制では、主にDisinfectant/消毒剤に焦点が当てられているため、

EU市場向けに殺生物剤を供給するサプライヤーは、EUで殺生物剤に分類されている製品が、ウクライナではその分類に該当しない場合があることに注意しなければならない。つまり、製品が「Disinfectant/消毒剤」に対する特別な適用除外に該当しない限り、その製品にはUA REACHが全面的に適用される。ちなみに、Disinfectant/消毒剤として特定された物質は、保健省が管理する消毒剤のレジスター/登録簿に記載されている。

ウクライナは国内法のEUとの整合をさらに進める意向であり、EU BPRとのより密接な整合が期待される「ウクライナ殺生物製品規則(UA Biocidal Products Regulation:UA BPR)」の草案もすでに作成されているが、草案は2025年8月初めに公表されて以来、30日間のパブリックコメント期間が設けられたものの、今のところ、最終的な公表に関する新たな情報は発表されていない。

特集 2

タイ国における OECD加盟に向けた取り組み 解説: 化学物質関連法制度の抜本的改革

HS-TECH ENGINEERING Co., Ltd.

橋本 真也 (はしもと しんや)

Sasiton Treeprak (ササイトン トゥリーブラック)

Sunisa Thammaphrot (スニッサ タンマプロット)

1. はじめに

タイ国政府は 2028 年の OECD 加盟に向け、国家競争力の強化、法制度の OECD 基準への引き上げ、行政機関の透明性向上、汚職防止および投資環境改善に取り組んでいる¹⁾。いわば OECD という外圧を利用した国家の根幹からの変革への試みといえそうだ。一方、「タイ国は人権や環境面保全等で OECD レベルにはほど遠く、顕著な改善が見込めなければ加盟を認めるべきではない」、とする OECD と連携の深い NGO の手厳しい声明も出された²⁾。

本稿では DIW 主催セミナー(2026 年 4 月 23 日、バンコク都内)から、OECD 加盟に向けタイ国が認識する化学物質関連法制度改革の 5 本柱である、1. GHS への完全準拠、2. 国家化学物質インベントリーの整備とデータ基盤の統合、3. PRTR 制度の導入、4. プロセ

ス安全管理の徹底、5. 化学物質保管基準の高度化に関する「これまでの経過と現状」および「改革の方向性」について述べる。

なお、工場建設・拡張に伴う環境/健康アセスメント関連法改革と投資委員会による優遇税制付与との関連等も重要なテーマであるが、本稿では除外した。

2. OECD 加盟に向けたタイ国の取り組み

2.1 経過

タイ国政府において OECD 加盟に向けた活動が活発化したのは 2018 年以降、Thai-OECD Country Programme(タイ・OECD 協力プログラム)を通じた OECD との政策対話と法整備がスタートした時点からだ。OECD 理事会は 2024 年 6 月 17 日、タイ国との

1) この取り組みには 182 のタイ国政府関連機関が関与している。

2) OECD Watch, Urging Reform in Thailand through OECD Accession.,

<https://www.oecdwatch.org/oecd-watch-joins-letter-urging-reform-in-thailand-through-its-oecd-accession-bid/>

加盟に向けた協議をスタートし、同年 7 月に OECD 加盟国 38 か国による Accession Roadmap(加盟審査工程表)が採択された。

さらにタイ国政府は 2025 年 12 月 8 日、現行のタイ国内法令・政策・行政実務と OECD の Legal Instruments(法的文書)とのギャップ分析を実施した Initial Memorandum(初期覚書)を OECD に提出した。初期覚書の作成には、約 10 億米ドルを投じて米系ビッグテックの一つが提供する AI 駆動型の法務分析プラットフォーム(TH2OECD)が活用された³⁾。なお、初期覚書は非公開だ。

この TH2OECD では、270 件以上の OECD 法的文書(英・仏語)をタイ国語へ翻訳・解析し、7 万件以上のタイ国内法との制度的乖離(ギャップ)を AI により特定した。さらに、80 以上の政府機関から参加した 500 人以上の職員による人的レビューの結果を AI にフィードバックさせることにより、通常であれば数年を要するギャップ分析作業をわずか数か月へと大幅に短縮した。

タイ国は 2026 年第 4 四半期から 2027 年第 1 四半期の期間で、OECD から初期覚書の Technical Review(技術審査)⁴⁾を受ける。今後タイ国では急速な法改正があらゆる分野で加速する。化学物質関連規制も例外ではない⁵⁾。

• **Regulatory guillotine(レギュラトリー ギロチン)のスタート**

タイ国首相府は 2026 年 5 月 5 日、議会承認が不要な 7,000 を超える省令・規則の撤廃(レギュラトリー ギロチン)に向け、民間団体のトップと会合を開いた⁶⁾。民間団体は最優先で撤廃・修正すべき 10 から 20 の規制のリスト化を本年 6 月上旬頃までに実施する。タイ国は前述の「タイ・OECD 協力プログラム」で指摘された「多すぎる行政手続きと、不透明・重複した省令」を、このレギュラトリー ギロチンにより、大胆に撤廃するとともに、行政手法を規制および監視から支援へと大転換を図ろうとしているのだろう。当然、その取り組みも、OECD/LEGAL/0390:規制政策とガバナンスに関する理事会勧告(2012 年)に基づき、OECD 法政委員会事務局等から技術審査を受ける。

2.2 OECD 25 委員会とタイ国担当機関一覧

図表 1 に、初期覚書の技術審査に当たる OECD 側 25 の委員会とタイ国側行政機関の一覧を示した。化学物質関連規制は OECD 側が化学品およびバイオテクノロジー委員会:CBC 委員会、タイ国側担当は公衆衛生省医科学局、工業省産業規制局・工業標準局が指定された。ただし、化学品法第 4 草案を主導した公衆衛生省・食品医薬品局は指定されていない。

図表 1 OECD 委員会とタイ国側行政機関

No.	OECD 委員会	タイ国側行政機関
1	Investment Committee & Working Party on Responsible Business Conduct	タイ投資委員会(BOI)/法務省(権利・自由保護局)
2	Working Group on Bribery in International Business Transactions	国家汚職防止委員会(NACC)
3	Corporate Governance Committee	財務省(国営企業政策局)/証券取引委員会(SEC)
4	Committee on Financial Markets	財務省(財政政策局)
5	Competition Committee	競争委員会(TCC)
6	Committee on Fiscal Affairs	財務省(歳入局)

3) AI 駆動型法務分析プラットフォーム(TH2OECD), <https://th2oecd.ocs.go.th/login>

4) 技術審査には本邦経済産業省および環境省担当官または産業界からアドバイザーとしての参加も考えられる。

5) タイ国における OECD 加盟プロセス, <https://inter.nesdc.go.th/wp-content/uploads/2026/05/Factsheet-TH2OECD-as-of-01-APR-2026.pdf>

6) 首相府報道官発表



湿式メカノケミカル法が拓く ポリエチレンテレフタレートの常温解重合と ケミカルアップサイクリング

東京大学 大学院理学系研究科 特任教授 博士(理学)
石谷 暖郎 (いしたに はるろう)

はじめに

プラスチックは人類の生活をより便利にし、まさに現代社会に不可欠な材料であるといえる。その世界的な生産量は着実に増加を続け、今後大幅な社会変革が起こらない限り、30年で1ギガトン/年に達すると予想されている。この生産量の増加は、確実に使用済みプラスチックの処理問題を生む。埋立や焼却といった一方通行の消費を改め、現存プラスチックを炭素資源としての利用を進めることが、社会の持続にとって必須といえる。つまり、Reduce・Reuse・RecycleスローガンのRecycleを促進することが環境改善、資源循環型社会の実現にとって重要となる。一方、リサイクル素材はバージン素材に比べコスト高となり、一般にはこれがリサイクル素材の普及を妨げているといえる。回収・分別とともに、リサイクルに伴う多大なエネルギー消費もコスト高の要因であるため、エネルギー消費を軽減することの意義は大きい。また、使用済みプラスチックをコスト高に見合う高付加価値化学品化、つまりアップサイクルし、これをステップにリサイクルの普及を進めることも有効である。このためには、現在主流であるマテリアルリサイクルに過度に依存せず、ケミカルリサイクルを進めることが極めて重要な意味を持つ。

プラスチックケミカルリサイクルの 課題

ポリエステルのような縮合重合体のケミカルリサイクルは、モノマー単位に縮合を「解く」解重合がケミカルリサイクルの基本となる。この工程には化学的な分解反応が用いられる。ところが、本稿で取り上げるポリエチレンテレフタレート(PET)などの汎用ポリエステルの多くは溶媒耐性があるため、化学反応しやすい状態にするためには、熱により溶融・溶解させ表面積を広げ、物質移動を促進することが必要となる。PETの場合、一般的に180℃以上の温度が必要である。従って、低エネルギーでケミカルリサイクルを行うためには、高温に頼らずに表面積を広げることが重要である。PETを微細化することで投入エネルギーをなるべく少なくすることができるが、プラスチックが加温により溶け、冷却すると固化する性質・熱可塑性が微細化を阻む。粉碎や剪断という微細化の過程で発生する熱によりポリエステルが溶け、処理後にまた固化するためである。

筆者らの研究は、この工程への着目から出発した。粉碎過程で効果的に徐熱し、高分子微粒子を安定に保つことができれば、ポリエステルをこれまでになく反応しやすい微粒子とすることができると考えた。例え

月刊

化学物質 管理

Vol.10
2025.8～2026.7

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：冊子版のみ 55,000円
(税込(消費税10%))
(年間購読：12冊)

I S S N : 2424-1180

★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も
ご準備しております。

★月1回のメールマガジン配信中!
化学物質管理に関する情報をお届けします!

★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応する
のに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という
媒体での情報提供を企画。月刊誌。

充実の ラインナップ

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く!

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構